参考

**第３期綾部市子ども・子育て支援事業計画**

**策定支援業務仕様書**

１　業務名

第３期綾部市子ども・子育支援事業計画策定支援業務

２　目的

本業務は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、令和５年度に発送したアンケート調査に関する集計分析、事業量の推計・目標量の設定、計画骨子案の策定、計画案の策定、会議等の運営支援などを実施し、綾部市の第３期子ども・子育て支援事業計画を策定することを目的とする。

３　期間

契約締結日から令和７年３月３１日まで

４　業務内容

（１）アンケート調査の分析

令和５年度に実施したアンケート調査の結果について集計・分析を行い、報告書として取りまとめる。

（２）現状の分析と課題の整理

アンケート調査結果及び第２期事業計画の取組への評価などを整理し、綾部市の子ども・子育て支援に関わる課題を抽出する。

（３）需要量の推計及び目標量の設定

アンケート調査結果及び過去のサービス利用実績等から、子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量を設定する。

（４）計画骨子案・素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行い、各種事業の目標量や事業計画の方向性を反映した事業計画案を作成する。

（５）パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

（６）会議の運営支援

綾部市の子ども・子育て会議（４回程度）の運営について、会議資料データを作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成を行うとともに、会議内容を計画へ反映する。

（７）子ども・子育て支援やこども施策に関する情報提供支援

子ども・子育て（こども施策）に関する国の動向を把握するため、厚生労働省や内閣府（こども家庭庁）等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して提供するとともに、計画書案への反映を検討する。

（８）打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度、相互に確認することとする。

なお、受託者は2回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の確認など、必要な打合せを行うものとする。

５　成果品

・アンケート調査報告書（A4判、100頁程度、１色刷）：簡易製本　３部

・第３期子ども・子育て支援事業計画（A4判、100頁程度、１色刷）：200部

・第３期子ども・子育て支援事業計画概要版(A4判、8頁、4色刷)：1,000部

・上記データ一式

・情報提供資料一式

６　その他

・本仕様書で明示できないもの、業務を進めるうえで疑義が生じた場合は、必要に応じ本市と協議し、決定すること。

・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び府から示されるなど状況が変化した場合には、本市と協議の上、本業務内容を変更することができる。

・アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託業者はプライバシーマークの認証を取得していること。